

京都市横大路運動公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 211 号

京都市横大路運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市横大路運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「使用日」を「使用しようとする日」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

別表第1売店、食堂又はこれに類する施設を設置して行う営業の項中「600」を「610」に改め、同表立ち売り又は行商の項中「1,100」を「1,130」に、「2,200」を「2,260」に改め、同表広告その他の項中「つど」を「都度」に改める。

別表第2使用料の欄中「2,700」を「2,770」に、「6,500」を「6,680」に、「1,300」を「1,330」に、「2,500」を「2,570」に、「1,800」を「1,850」に、「1,200」を「1,230」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 体育館を日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日に使用する場合において、競技会、講習会その他の催物以外の用途に供するときの次に掲げる付属設備の使用料は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) バレーボール用の支柱及びネット 1組1日につき820円
- (2) テニス用の支柱及びネット 1組1日につき1,230円
- (3) バスケットボール用のゴール 1対1日につき1,230円
- (4) ミニバスケットボール用のゴール 1対1日につき1,230円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市横大路運動公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)